

出席議員（18名）

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	水上祐治	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	鈴木俊昭	君
財政課長	森浩	君
健康推進課長	水戸浩幸	君
福祉課長	八矢英二	君
上下水道課長	曲竹浩三	君

その他の部局

代表監査委員	大宮正博	君
--------	------	---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真 一
次 長	太 田 健 博
主 任 主 査	今 野 裕 介
主 事	佐 藤 麻 美

議 事 日 程 (第3号)

令和3年9月10日(金曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第10号 令和2年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について
- 第 3 報告第11号 令和2年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について
- 第 4 報告第12号 令和2年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について
- 第 5 認定第 1号 令和2年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 2号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 3号 令和2年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 4号 令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 5号 令和2年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 6号 令和2年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 第11 認定第 7号 令和2年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番平間幸弘君、10番桜場政行を指名いたします。

日程第2 報告第10号 令和2年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について

日程第3 報告第11号 令和2年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について

日程第4 報告第12号 令和2年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について

○議長（高橋たい子君） 日程第2、報告第10号令和2年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について、日程第3、報告第11号令和2年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について、日程第4、報告第12号令和2年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について、以上3件について一括して報告を求めます。

町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第10号令和2年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について、報告第11号令和2年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について及び報告第12号令和2年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率についての報告理由を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政健全度をはかる指標とし

て位置づけされるものであります。令和2年度決算に基づく健全化判断比率、水道事業及び下水道事業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、報告第10号令和2年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率を、別添の監査委員の意見を付して報告するものです。

報告いたします健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標となります。この健全化判断比率により、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階に区分され、早期健全化段階などになった場合には財政健全化計画を策定し、財政健全化の実施を図ることになります。

まず、実質赤字比率ですが、土地取得会計を含めた一般会計等の実質収支額の標準財政規模に対する割合のことになります。黒字か赤字を判断する指標となります。令和2年度決算では実質収支が黒字となりますので、実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、土地取得特別会計を含めた一般会計、国保特別会計等を含め特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の全会計を対象とし、実質収支額の標準財政規模に対する割合のことで、令和2年度決算では、全会計の実質収支は黒字で資金不足も発生しておりませんので、連結実質赤字比率もございません。

次に、実質公債費比率につきましては、一般会計が負担する公債費及び下水道事業会計などの公債費に準ずる元利償還金の標準財政規模に対する割合です。一般会計の標準的な収入が借金の返済にどの程度充てられたかを示す指標で、過去3か年の平均で算出いたします。

令和2年度の比率は3.7%になりました。令和元年度の比率が3.4%でしたので0.3ポイント増加、つまり悪化したこととなります。この要因につきましては、この指標が平成30年度から令和2年度の3か年平均で算出することになり、平成29年度の2.7%という低い数値が対象からから抜けたこと、それから、仙南地域広域行政事務組合とみやぎ県南中核病院などの一部事務組合などの起こした地方債に充てられた負担金が増額となったこと、平成28年度借入れの北船岡町営住宅3号棟新築事業の元金償還が開始されたことなど、元利償還金の額が増加した影

響のためです。

次に、将来負担比率についてですが、この比率は、一般会計、特別会計、下水道事業、水道事業会計の公営企業会計、町が加入する一部事務組合等を含め、一般会計などの地方債、公営企業債の現在高、組合等の負担金、職員の退職手当などの将来負担すべき実質的な負債の額が、標準財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示したものです。

令和2年度の比率は32.8%となり、令和元年度の比率が31.3%から1.5ポイント上昇しております。この要因としては、庁舎・保健センター耐震補強等事業や小中学校の大規模改修事業、台風19号関連の災害復旧事業などの実施に伴い、起債残高の増加によるものです。

以上のとおり、実質公債費比率、将来負担比率は共に早期健全化基準を下回り、町の標準財政規模に対する地方債の返済の割合や抱えている債務の大きさは、現時点では危機的な領域にはなく、町の財政状況が健全であることを示しております。

次に、別冊の監査委員の審査意見書をご覧いただきたいと思います。

71ページになります。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の意見が記載されております。

2の審査の結果、(1)総合意見としまして、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められるとの意見が付され、(2)個別意見では、それぞれの比率が早期健全化基準を下回っていることも確認されておりますとの記載があり、次の72ページ、(3)是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見が付されております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 続きまして、報告第11号令和2年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について説明させていただきます。

報告書15ページをお開きください。

令和2年度水道事業会計の資金不足比率を、別紙、監査委員の意見を付して報告するものです。

水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債の未払い金、引当金及びその他流動負債の合計額1億1,935万3,464円よりも、現金、預金等の流動資産15億9,018万2,624円が上回り、資金不足となっていないため、比率は出ておりません。

給水人口の減少や節水意識の向上により、今後の水需要は減少していくと見込まれますが、効率的な事業運営に努めるとともに、老朽管の布設替え等計画的に事業を推進してまいります。引き続きまして、17ページをお願いします。

報告第12号令和2年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について説明させていただきます。

下水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債の未払い金、引当金及びその他流動負債の合計額1,429万6,585円よりも、現金、預金等の流動資金2億1,098万474円が上回り、資金不足となっていないため、比率は出ておりません。

今後も水洗化率の向上に努めるとともに、効率的な維持管理を行い、下水道事業経営の健全化に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑に当たっては、案件を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号令和2年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率についてから報告第12号令和2年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率についてまでの報告を終結いたします。

-
- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 5 | 認定第 1 号 | 令和2年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 2 号 | 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 3 号 | 令和2年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 4 号 | 令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 5 号 | 令和2年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 6 号 | 令和2年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及 |

び決算の認定について

日程第 1 1 認定第 7 号 令和 2 年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分 及び決算の認定について

○議長（高橋たい子君） 日程第 5、認定第 1 号令和 2 年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、認定第 2 号令和 2 年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、認定第 3 号令和 2 年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、認定第 4 号令和 2 年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、認定第 5 号令和 2 年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、認定第 6 号令和 2 年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、日程第 11、認定第 7 号令和 2 年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上 7 件を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました認定第 1 号から認定第 7 号までの令和 2 年度柴田町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算についての提案理由を申し上げます。

会計管理者から提出された令和 2 年度柴田町一般会計決算、各特別会計決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算について、監査委員の審査に付し、その結果、「形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りがなく符合していることを認めた。また、関係基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ、計数的に正確であることを確認した」との審査結果を受けましたので、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

令和 2 年度の決算の概要を申し上げます。

初めに、一般会計について申し上げます。

決算額では、歳入が 216 億 6,102 万 3,768 円、前年度比 43.7% の増、歳出は 210 億 4,771 万 2,580 円で 42.8% の増となりました。

歳入歳出の差引額で表す形式収支は 6 億 1,331 万 1,188 円、令和 2 年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支では 4 億 8,109 万 5,188 円となり、これが令和 3 年度へ繰り越される純繰越金となります。

なお、一般会計と 4 つの特別会計を含めた歳出決算総額は 282 億 3,081 万 3,011 円となっています。

歳入では、町税が前年度より3,943万円減の約43億9,046万円となりました。これは町民税の減が主な要因となっています。

地方交付税につきましては、特別交付税の減少により、前年比で9,030万円の減少となり、27億3,290万円となりました。

地方債では、学校教育施設等整備事業債の発行額の増加により、前年度比5億5,840万円増の25億370万円となっています。

歳入歳出ともに決算額が大きく前年度を上回りましたが、特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対応関連事業の増加によるもので、令和2年度においては、5つの重点項目を掲げ各種施策に取り組みました。

誰もが安全・安心に住み続けられるまちづくりとしては、自然災害からの防災減災を図るため、雨水対策工事や排水ポンプ車の購入、さらに、水防災意識向上マニュアルの作成、災害弱者に対する防災ラジオの配付を行いました。

新たなにぎわい交流拠点の整備としては、総合体育館建設予定地の造成工事を行いました。また、船岡城址公園や太陽の村、桜の小径、駅などのトイレ整備を行いました。

インバウンドを見据えた広域観光の推進としては、花のまち柴田をテーマに、観光まちづくりによるプロモーション活動を積極的に展開した結果、ふるさと柴田応援寄附金は前年度より10億739万円増の約17億85万円となりました。この半分、約8億7,500万円を今後の住民サービスの向上に活用させていただきます。

子どもたちの未来を拓くまちづくりとしては、子育てアプリの導入のほか、小中学校の校舎の整備、また、児童生徒1人1台のパソコンの整備や通信ネットワーク整備を通じて、GIGAスクール構想の実現に向けて取り組みました。

農村との共生社会の実現としては、自然豊かな太陽の村にキッズバイクパークをオープンし、子どもたちのチャレンジの場として、また、家族連れの交流の場として魅力を高め、新たなにぎわいづくりにつなげることができました。

さらに、コロナ禍の影響で地域経済が低迷し、税収の伸びが期待できなかったことから、国の交付金、有利な補助金や起債を活用し、公共事業の拡大にも努め、地域経済の下支えを行ったところです。

財政調整基金の年度末残高につきましては12億6,561万9,262円となりました。また、スポーツ振興基金残高は5億5,468万円、図書館建設基金残高は2億2,285万円、学校給食センター建設等整備基金は2億4,322万円となっております。

町債残高については、前年度比で13億3,487万円増の165億6,049万円となりましたが、そのうち64億3,480万円が臨時財政対策債となっています。

令和2年度の決算規模は大幅に膨れ上がりましたが、積立金と町債のバランスにも留意した財政運営を心がけた結果、実質公債費比率や将来負担比率などの財政健全化判断比率は健全性を確保することができました。

今後も財政規律と健全性の確保に留意しつつ、花のまち柴田をテーマに、将来にわたって活力のある持続可能なまちづくりを町民の皆様とともに進めてまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

社会保障の適正拡大や定年延長などに伴い被保険者数は減少し、保険給付も前年度比1.9%減の28億2,714万円となりました。しかし、被保険者全体に占める前期高齢者の割合の増加や医療の高度化による1人当たりの年間医療費の増加の抑制を図るため、40歳から74歳までの被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導を行うとともに、生活習慣病重症化予防の保健事業を実施しました。また、医療費の適正化を図るため、医療費通知及びジェネリック医薬品の差額通知を送付しました。

なお、東日本大震災による原発避難者の被保険者に対し、引き続き支援を行うとともに、令和元年台風19号の被災者に対しては保険税の減免や医療費窓口負担の免除、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入などが減少した世帯に対しては保険税の減免を実施いたしました。

国民健康保険税については、納税意識の啓発を推進し、納税率の向上に努めるとともに、未納世帯に対する納税相談、電話催促など諸対策を実施しながら徴収強化に努めました。その結果、3,935万3,287円の剰余金を計上することができました。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止に努めながら、介護予防事業、家族支援事業などを実施しました。また、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、高齢者の包括的支援を行いました。

保険給付費については、前年度比0.3%減の25億9,888万5,000円となりました。減少した主な給付費は、通所介護サービス給付費、短期入所生活介護給付費及び施設サービス給付費になります。なお、介護保険給付費適正化のため、給付費通知の送付やケアプラン点検等を実施しました。

また、保険料の徴収についても、督促及び納付催告による徴収対策を行いました。その結果、

剰余金につきましては2億2,364万3,643円を計上することになりました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療事業は、宮城県後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者資格の認定、保険料の賦課決定、医療給付費などの制度全般の運営が行われました。また、令和元年台風19号の被災者に対しては保険料の減免や医療費窓口負担の免除、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入などが減少した被保険者に対しては保険料の減免を実施しました。

後期高齢者医療保険料につきましては、制度の周知を図るとともに、保険料の未納世帯に対しては納付相談、電話催促などを実施し、保険料の徴収強化に努めました。その結果、137万8,019円の剰余金を計上することができました。

次に、土地取得特別会計について申し上げます。

平成24年度に取得しました総合体育館建設用地の取得費4億4,000万円のうち、元金及び利子を合わせて4,927万2,616円を償還しました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

経営面では、水道事業包括管理業務委託により、収益的収支において純利益2億9,643万8,420円を計上することができました。

施設整備面では、老朽管の布設替え工事及び下名生農地ほ場整備事業に伴う受託事業により、1,991メートルの配水管整備を行うとともに、雨乞第二ポンプ場機械設備更新工事などを実施しました。

昭和50年代に布設した配水管が更新時期を迎えていることから、今後も長期的な計画に基づき、施設整備や企業経営の健全化に努めてまいります。

最後に、下水道事業会計について申し上げます。

令和2年4月1日から公営企業法の適用を受け、企業会計として初年度の決算となっております。

令和2年度は、船岡字上大原、上名生字新大原、中名生字佐野、剣崎一丁目地区などの污水管工事に取り組み、新たに布設延長1,045.2メートル、面積4.7ヘクタールの公共下水道供用開始区域が追加されました。

令和2年度末での下水道処理人口普及率は、行政人口3万7,398人に対し、処理区域人口2万9,950人で80.08%となりました。整備済面積は751.9ヘクタールとなり、整備率は全体計画区域面積1,046.7ヘクタールに対し71.84%となっています。

浸水対策下水道事業としては、鷺沼排水区雨水整備を大河原町との共同施工により、鷺沼排

水区5号調整池整備工事、鷺沼1号雨水幹線工事を実施し、事業の推進を図りました。

今後も公営企業として健全な経営に努め、長期的な計画に基づいて下水道整備を進めてまいります。

以上、決算の概要について申し上げましたが、事務事業の具体的内容などにつきましては、各会計決算書及び主要な施策の成果と予算執行の実績報告書を参照していただきたいと思ます。

また、決算の総括概要につきましては、会計管理者及び企業出納員が説明いたしますので、ご審議の上、各会計決算について、いずれも認定を賜りますようお願い申し上げます。

ちょっと訂正をさせていただきます。

国民健康保険事業特別会計で説明した際、「社会保険」というところを「社会保障」と申し上げました。訂正をさせていただきます。

また、国民健康保険税についてですが、「納税意識の啓発を推進し、収納率の向上」と言うべきところを「納税率の向上」と読み間違えましたので訂正をさせていただきます。

下水道事業のところ、「令和2年度末での下水道処理普及率」と言ってしまいましたが、「下水道処理人口普及率」でございました。訂正をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 次に、会計管理者の決算概要説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（水上祐治君） ただいま町長が提案理由で述べました認定第1号令和2年度柴田町一般会計歳入歳出決算及び認定第2号から認定第5号までの各特別会計の決算について、会計管理者としての総括的な決算の概要を説明申し上げます。

配付しております令和2年度の決算書は、地方自治法第235条の5の規定により、本年5月31日に出納閉鎖を行い、各会計の予算執行における収支金額について、慎重かつ正確に決算調製を行いました。7月14日に町長へ提出し、その後、町長から監査委員への審査に付され、審査後の8月24日には監査委員から町長に審査意見書の提出がありました。

それでは、令和2年度歳入歳出決算の概要について説明いたします。

お手元の令和2年度決算概要説明書の7ページにあります認定第1号から第5号関係資料No.1をご覧ください。

初めに、一般会計です。

令和2年度柴田町一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表の一番上の欄になります。

予算現額の（A）欄は233億4,184万1,437円となり、前年度に比べ55億2,281万8,437円、30.99%の増となりました。

次に、歳入決算額の（B）欄は216億6,102万3,768円で、前年度に比べ65億9,229万3,916円、43.75%の増、また、歳出決算額の（C）欄は210億4,771万2,580円で、前年度に比べ63億1,025万8,542円、42.82%の増となり、歳入歳出差引残額の（D）欄は6億1,331万1,188円で、前年度に比べ2億8,203万5,374円の増となりました。

同じく7ページ、下の段の表、令和2年度一般会計決算収支の状況をご覧ください。

予算現額の（A）欄から歳入歳出差引残額の（D）欄までは、ただいま説明したとおりでございます。

次の翌年度へ繰り越すべき財源（E）欄の1億3,221万6,000円は、令和2年度の一般会計繰越明許費の事業の合計額となっております。実質収支額の（F）欄は、（D）マイナス（E）で求めた4億8,109万5,188円となり、この額が令和2年度決算における歳計剰余金で、令和3年度への繰越金となります。

次に、単年度収支額の（G）欄は、令和2年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いたもので、当該年度の1年だけの収入と支出の差額を表すものでございます。令和2年度の実質収支額（F）欄の4億8,109万5,188円から下段の令和元年度実質収支額（F）欄の7,181万7,137円を差し引いた単年度収支額は4億927万8,051円の黒字となりました。

また、単年度収支額に財政調整基金積立額の（H）欄と地方債繰上償還金の（I）欄を加え、さらに財政調整基金取崩し額の（J）欄を差し引いた実質単年度収支額の（K）欄においても4億4,520万3,950円の黒字となりました。

続いて、各種特別会計について説明いたします。

上の段の表に戻って、歳入歳出決算総括表の一般会計の下にあります特別会計の欄をご覧ください。

初めに、国民健康保険事業特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は38億3,486万6,153円で、前年度に比べ9,426万6,487円、2.4%の減、歳出決算額の（C）欄は37億9,551万2,866円で、前年度に比べ1億2,061万9,128円、3.08%の減となりました。歳入歳出差引残額の（D）欄は3,935万3,287円で、剰余金として令和3年度への繰越しとなります。

次に、介護保険特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は31億4,612万6,586円で、前年度に比べ1億1,154万9,925円、3.68%の増となりました。歳出決算額の（C）欄は29億2,248万2,943円で、前年度に比べ3,209万4,648円、1.11%の増となりました。（D）欄の歳入歳出差引残額は2億2,364万3,643円とな

り、剰余金として令和3年度への繰越しとなります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は4億1,721万25円で、前年度に比べ1,857万7,980円、4.66%の増となりました。歳出決算額の（C）欄は4億1,583万2,006円で、前年度に比べ1,930万4,892円、4.87%の増となりました。歳入歳出差引残額の（D）欄137万8,019円が剰余金として令和3年度への繰越しとなります。

最後に、土地取得特別会計ですが、歳入の（B）欄及び歳出の（C）欄の決算額は同額の4,927万2,616円で、歳入歳出差引残額の（D）欄はゼロ円となります。

以上、一般会計と特別会計を合わせました決算の額は、歳入で291億849万9,148円、歳出で282億3,081万3,011円と、前年度に比べ、歳入で29.48%、歳出で28.38%の増加となりました。

土地取得特別会計を除いた会計の剰余金の総額は7億4,547万137円となり、令和3年度への繰越しとなるものです。

次に、8ページの関係資料のNo.2、令和2年度柴田町一般会計歳入・歳出款別内訳書をご覧ください。

款ごとの歳入歳出決算額は表のとおりで、予算額に対する収支決算額の割合、決算額構成比、決算額対前年度比を表しています。

表の左側、歳入の欄をご覧ください。

決算額構成比で全体の20.27%を占める1款町税については、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税が増額となったものの、町民税と町たばこ税が減少となり、決算額対前年度比3,942万6,376円、0.89%の減となりました。

また、決算額構成比で29.82%を占める16款国庫支出金の決算額対前年度比222.01%の増につきましても、新型コロナウイルス関連の事業に対する国庫支出金などによるもので、中でも1人10万円が支給された特別定額給付金に対する国庫支出金が大きく影響しております。

右の歳出欄では、2款総務費が決算額対前年度比で191.86%と大きく増加しているのは、ふるさと納税の伸びによるものと、先ほど説明しました特別定額給付金の支給などによるものでございます。11款災害復旧費の169.53%の増は、令和元年度に繰越しになった一昨年の台風19号の被害に係る災害復旧費などによるものです。

続いて、9ページの関係資料No.3の令和2年度各種基金積立状況をご覧ください。

町が保有する基金の積立状況は表のとおりです。

各種基金の運用に当たっては、金融機関の動向などを見据え、安全で確実な公金の運用に努

めました。

財政調整基金については3,592万5,899円を積み立て、年度末残高は12億6,561万9,262円となりました。

町債等管理基金は、公債費繰上償還をしなかったことから基金の取崩しは行いませんでした。基金運用によって生じた利息2,453円を積み立て、年度末残高は2億16万4,956円となりました。

また、スポーツ振興基金、図書館建設基金及び学校給食センター建設等整備基金等の特定目的基金への積み増しなどを行ったことで、令和2年度末の基金残高の総額は41億1,365万8,196円となり、前年度より2億9,146万7,551円の増となりました。

次に、10ページの関係資料No.4、一般会計決算収支額状況調をご覧ください。

この表は、令和2年度と過去11年間の収支状況について掲載したものです。なお、令和2年度の歳入歳出決算額については、これまでの過去最高額となっております。

以上、令和2年度柴田町一般会計及び各特別会計等の決算についての概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては、主要な施策の成果と予算執行の実績報告及び決算事項別明細書等を審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、令和2年度の決算の概要説明といたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、水道事業企業出納員及び下水道事業企業出納員の決算概要説明を求めます。企業出納員。

○水道事業企業出納員（曲竹浩三君） 認定第6号令和2年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について、概要をご説明申し上げます。

水道事業会計は、出納閉鎖日が令和3年3月31日となっておりますので、この時点で収入及び支出の金額を取りまとめ、地方公営企業法第30条の規定に基づき、令和3年5月31日、町長から監査委員の審査に付していただきました。その後、8月24日付で監査委員から審査意見をいただいております。

それでは、別紙、認定第6号関係資料を基に概要についてご説明申し上げます。

初めに、令和2年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

未処分利益剰余金11億478万4,611円のうち、建設改良積立金から取り崩した1億円を建設改良費に充当しております。この積立金から取り崩し、建設改良費に充当した1億円を自己資本金に組入れし、また、今年度以降の建設改良費等の財源としまして5,000万円を減債積立金に、1億5,000万円を建設改良積立金に積立てしております。

次に、令和2年度柴田町水道事業会計決算額調を基に概要についてご説明申し上げます。

この表は予算額と決算額を対比して記載しており、収益的収支及び資本的収支いずれも消費税を含んだ金額で表示しています。

水道事業の収益的収支については、収入が決算額13億4,896万651円で、その内訳は、水道料金が93.35%を占め、その他は加入金、下水道負担金、長期前受金戻入が主な収入となっております。これに対し、支出決算額は10億3,319万455円で、その主なものは、仙南・仙塩広域水道への受水費が43.29%を占め、その他の主なものは減価償却費、企業債利息となっております。その結果、差引残額が3億1,577万196円となり、その金額から資本的支出に係る仮払消費税等を差し引いた金額2億9,643万8,420円が令和2年度の純利益となります。

また、資本的収支は収入決算額が8,204万7,140円で、企業債が主な収入であり、これに対し支出決算額は3億9,186万2,118円で、建設改良費、企業債償還金となっております。差引残額は3億981万4,978円の不足となり、この不足額については、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填を行いました。

以上、概要説明とさせていただきますが、詳細につきましては、令和2年度水道事業会計決算書を参考の上、ご審議いただき、未処分利益剰余金の処分につきましては原案のとおり可決、決算につきましては認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第7号令和2年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について、概要をご説明申し上げます。

下水道事業会計は、水道事業会計と同様に、出納閉鎖日が令和3年3月31日となっておりますので、この時点で収入及び支出の金額を取りまとめ、地方公営企業法第30条の規定に基づき、令和3年5月31日、町長から監査委員の審査に付していただきました。その後、8月24日付で監査委員から審査意見をいただいております。

それでは、別紙、認定第7号関係資料を基に概要についてご説明申し上げます。

初めに、令和2年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

令和2年度末の未処分利益剰余金5,882万1,588円を繰り越すものです。

次に、令和2年度柴田町下水道事業会計決算額調を基に概要についてご説明申し上げます。

この表は予算額と決算額を対比して記載しており、収益的収支及び資本的収支いずれも消費税を含んだ金額で表示しています。

下水道事業の収益的収支は、収入決算額が11億9,187万3,082円で、その内訳は、下水道使用

料が49.7%を占め、その他は他会計補助金、長期前受金戻入が主な収入となっております。これに対し、支出決算額は11億247万1,044円で、その主なものは、減価償却費が63.83%を占め、その他の主なものは流域下水道維持管理負担金、企業債利息となっております。その結果、差引残額が8,940万2,038円となり、この金額から資本的支出に係る仮払消費税等を差し引いた金額5,882万1,588円が令和2年度の純利益となります。

また、資本的収支は収入決算額が17億5,389万3,533円で、企業債、負担金が主な収入となっており、これに対し支出決算額は20億5,890万7,175円で、建設改良費、企業債償還金となっております。差引残額は3億501万3,642円の不足となり、この不足額については、引継金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填を行いました。

以上、概要説明とさせていただきますが、詳細につきましては、令和2年度下水道事業会計決算書を参考の上、ご審議いただき、未処分利益剰余金の処分につきましては原案のとおり可決、決算につきましては認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 続いて、監査委員より審査報告を求めます。大宮代表監査委員の発言を許します。

○代表監査委員（大宮正博君） 令和2年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況等についての審査結果を申し上げます。

お手元の審査意見書1ページをご覧ください。

先般、町長から地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査意見書に記載の令和2年度柴田町一般会計歳入歳出決算書等が審査に付されました。

一般会計はじめ各種会計の決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類並びに水道及び下水道事業に関わる会計決算書、証書類、事業報告書、各種明細書等について、慎重かつ詳細に審査を行いました。その過程において、必要に応じて関係者から資料の提出と説明を求め、実態の把握に努めながら確実に期して審査を実施いたしました。

令和2年度一般会計及び各種会計並びに水道・下水道事業会計の決算審査の結果、形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していること、また、関係基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ計数的に正確であることを確認いたしました。

なお、今後の行財政の運営に当たっては、決算審査と年間を通じて実施している例月出納検査及び各種監査の結果を踏まえていただくとともに、次の事項について留意していただきたい

旨、意見を付して町長に審査意見書を提出いたしました。

意見書に付した意見を述べさせていただきます。

令和2年度の行財政運営は、第6次柴田町総合計画の実現に向けて、事業の目的や効果を見極めながら、国や県の補助金や交付金等の有効活用を図り、各種事業に積極的に取り組んでおりました。一方では、新型コロナウイルス感染症拡大の勢いはとどまらず、多くの町主催事業、イベント等が中止、延期を余儀なくされました。コロナ禍終息の際には、関係機関や団体等が連携して、ニーズを的確に捉えた事業を早期に展開することにより、地域の活性化が図られることを期待します。

決算では、令和2年度一般会計の歳入総額は216億6,102万4,000円で、前年度比65億9,229万4,000円、43.75%の増、歳出総額は210億4,771万3,000円で、前年度比63億1,025万9,000円、42.82%の増となり、過去最大の決算規模となりました。このことは、新型コロナウイルス感染症対策関連事業に対する国庫支出金やふるさと柴田応援寄附金等が大幅に増加したためであります。今後においても、少子高齢化対策事業費や公共施設整備維持管理費の支出増加に伴い、厳しい財政運営が懸念されることから、事業の選別及び適正な事業規模をしっかりと精査して、さらなる行財政改革を進めていただきたいと思います。

地方公共団体の財政健全度をはかる4つの指標は、全て早期健全化の基準値を下回っております。しかしながら、今後、庁舎耐震補強等事業や中学校武道場大規模改造事業等の繰越事業に係る多額の町債発行も見込まれていますので、町債残高が過大に増加することのないように、町債発行額の抑制に努めていただきたいと思います。

なお、公共下水道事業は、令和2年度より地方公営企業法の適用を受け、企業会計として初の決算となりました。決算諸表については、地方公営企業法及び関係法令に基づき適正に処理されていると認められました。今後の下水道事業を見通すと、人口減少に伴い使用料収入の大きな伸びは期待できません。その一方では、老朽化等が懸念される下水管等の維持改修費に多額の費用を要することから、長期的な建設計画と財政計画の下、健全経営に努めていただきたいと思います。

続いて、令和2年度決算に基づく柴田町健全化判断比率及び資金不足比率について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により提出された書類を審査いたしました。先ほど、町長の報告にありましたとおり、健全化判断比率、資金不足比率のいずれも国が定める基準を下回っており、是正改善を要する事項はないものと

判断し、審査意見書71ページから72ページに記載のとおりの内容で審査意見書を提出いたしました。

以上をもって、令和2年度各種会計の決算等に関する審査結果のご報告といたします。

○議長（高橋たい子君） **これより決算書並びに決算の概要説明及び審査報告に対する総括質疑を行います。**

案件が一括議題でありますので、一括質疑といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。総括質疑は、議会の新型コロナウイルス感染防止対策に基づき、通告書及び答弁書について、それぞれ一回限りの配付をもって行うこととし、議場での読み上げはしないことにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、総括質疑は、議会の新型コロナウイルス感染防止対策に基づき、通告書及び答弁書について、それぞれ一回限りの配付をもって行うこととし、議場での読み上げはしないことに決定いたしました。

通告書は事前に配付しております。

ただいま町長から答弁書が提出されましたので配付いたしました。ご確認いただきたいと思っております。

以上で総括質疑通告に基づく予定された質疑は全部終了いたしました。

これをもって総括質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの決算の認定については、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、9月会議開催期間中の審査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの決算審査は、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、9月会議開催期間中の審査と決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は、議会運営基準により、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会は議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成することに決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲検査権を委任したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲検査権を委任することに決しました。

お諮りいたします。ただいま付託しました認定第1号から認定第7号までの審査結果報告は、9月会議の開催期間の都合により9月22日正午までにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、審査結果報告の提出期限は9月22日正午までと決しました。

9月会議は、本日ただいまから9月22日正午まで決算審査特別委員会等のため休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、9月会議はただいまから決算審査特別委員会等のため休会することに決しました。

本日はこれをもって散会といたします。

9月22日午後1時再開いたします。

それでは、決算審査特別委員会の開催のため、委員は10時50分まで、この会議室にご参集のほどお願いをいたします。

ご苦労さまでした。

午前10時38分 延 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月10日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 9番 平 間 幸 弘

署名議員 10番 桜 場 政 行